

地方財政状況調査のみかた

一 調査の内容

この調査は、市町および一部事務組合から報告された、平成 28 年度地方財政状況調査（普通会計および公営企業会計とその他の公営企業会計とを除いた公営事業会計）を収録したものである。

二 調査期日

1 普通会計 平成 29 年 5 月 31 日現在

2 公営事業会計

（公営企業会計およびその他の公営企業会計を除く。） 平成 29 年 5 月 31 日現在

（ただし、法適用の公営事業会計においては、平成 29 年 3 月 31 日現在）

三 会計の区分

1 普通会計

普通会計とは、次に掲げる公営事業会計以外の会計をいう。したがって、普通会計は、これに属するいくつかの会計を合算して一つの会計を想定したものであり、合算する際において、会計相互間の繰入、繰出に係る重複額を控除し、あわせて、年度間のずれを調整した純計額となっている。

なお、普通会計中、公営事業会計に係る全部または一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱っている。

2 公営事業会計

(1) 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

ア 水道事業（簡易水道事業を除く。）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業（埋立事業ならびに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場および船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

ク 病院事業

病院とは、医療法第 1 条の 5 に規定する病床数 20 床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数 20 床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取り扱い、一般行政上の目的から経営しているものについては、病床数の如何にかかわらず、すべて普通会計として取り扱っている。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキーリフト等）、その他観光事業）

シ 宅地造成事業（臨海土地造成事業、その他造成事業）

ス 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業）

セ 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

ソ 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

タ 介護サービス事業（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問介護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業に限る。）

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは、(1)および(3)から(8)までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部または一部を適用している事業に係る会計をいう。

(3) 収益事業会計

この会計には、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走および宝くじの各事業に係る会計を含める。

(4) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

(5) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村および広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

(6) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(7) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

(8) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

四 各表のみかた

1 普通会計

(1) 決算収支

ア 「翌年度に繰り越すべき財源」とは、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額および支払繰延額をいい、これらの合計額から未収入の特定財源を控除した額を計上している。

イ 「単年度収支」とは、平成28年度の実質収支から平成27年度の実質収支を差し引いた

額をいう。

ウ 「積立金」とは、地方自治法第 241 条第 1 項の規定により、設けられた特定の目的のために資金を積み立てるための基金への積立金のうち「財政調整基金」をいい、「減債基金」および「その他特定目的基金」は除いている。

エ 「繰上償還金」とは、平成 28 年度の年次償還額を超えて平成 28 年度中に任意に償還した地方債に係る元金および利子の合計額をいう。

オ 「積立金取り崩し額」とは、平成 28 年度における「財政調整基金」の取り崩し額の合計額をいい、「減債基金」および「その他特定目的基金」の取り崩し額は除いている。

(2) 歳入の内訳

ア 「地方税」には、地方税法に規定する普通税、旧法による税、目的税、旧国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づく日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び国有資産等所在市町村交付金法第 2 条第 1 項に基づく国有資産等所在市町村交付金を合算した額を計上している。

イ 「国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金または交付金の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものを計上している。したがって、都道府県の予算を経由して市町村に交付される間接補助金は「都道府県支出金」に計上している。

(ア) 「生活保護費負担金」には、生活保護法の規定による国の補助金のうち、保護費（委託事務費を含む。）および保護施設事務費に係る額のみを計上している。したがって、社会福祉施設等施設整備費補助金のうち保護施設に係る額については「普通建設事業費支出金」に計上し、セーフティネット支援対策等事業費補助金については、当該補助金が直接国庫から交付される場合は「国庫支出金」の「その他」に、都道府県の予算を経由して交付される場合については「都道府県支出金」の「国庫財源を伴うもの」の「その他」に計上している。

(イ) 「児童保護費等負担金」には、児童福祉法等の規定による国の補助金のうち、保育所運営費および児童虐待等防止対策費に係る児童保護費等負担金、障害保健福祉費に係る児童保護費等負担金および児童保護費等補助金を計上している。

(ロ) 「障害者自立支援給付費等負担金」には、障害者総合支援法第 95 条の規定に基づく障害福祉サービス費等の障害者自立支援給付費負担金および同条の規定に基づく自立支援医療費等に要した障害者医療費負担金を計上している。

(ハ) 「児童手当等交付金」には、児童手当法第 18 条、第 19 条および児童手当法附則第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定により交付された額について計上している。

(ニ) 「普通建設事業費支出金」には、道路、橋りょう等の公共土木施設、農林水産業施設、消防施設、文教施設、治山治水施設、公営住宅、農業農村整備、その他の建設事業に係る支出金および災害関連事業に係る支出金を計上している。

(ホ) 「災害復旧事業費支出金」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、その他災害特例措置法に基づく公共土木施設、農林水産業施設、公営住宅、教育施設、社会福祉施設、保健衛生施設等の災害復旧事業に係る支出金及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく交付金等について計上している。

- (キ) 「失業対策事業費支出金」には、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業および特定地域開発就労事業に係る支出金について計上している。
 - (ク) 「委託金」には、もっぱら国の利害に関係のある事務に係るもので、国の統計および調査に要する経費、医薬品の検定に要する経費、日雇健康保険指定市町村交付金、投票人名簿システム構築交付金および代行工事による国からの委託金等について計上している。
 - (ケ) 「財政補給金」には、小災害地方債元利補給金、宅地開発等関連公共施設等整備事業助成金、史跡等購入費補助金（元利補給金分のみ）および田園都市構想推進事業助成交付金（元利補給金分のみ）等を計上している。
 - (コ) 「社会資本整備総合交付金」には、平成 22 年 3 月 26 日付け国土交通事務次官通知「社会資本整備総合交付金交付要綱について」で交付金として示され、交付された額を計上している。
 - (カ) 「特定防衛施設周辺整備調整交付金」には、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 9 条の規定により交付金として交付された額を計上している。
 - (シ) 「電源立地地域対策交付金」には、発電用施設周辺地域整備法第 7 条および特別会計に関する法律施行令第 51 条第 1 項の規定により、発電用施設該当市町村に対して交付金として交付された額を計上している。発電用施設周辺市町村に対する交付金については、「都道府県支出金」の「国庫財源を伴うもの」の「電源立地地域対策交付金」に計上している。
 - (ス) 「地方創生関係交付金」には、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の額を計上している。
 - (セ) 「東日本大震災復興交付金」には、東日本大震災復興特別区域法第 78 条の規定により、交付金として交付された額を計上している。
- ウ 「都道府県支出金」のうち、「国庫財源を伴うもの」には、国庫支出金として都道府県の予算に計上された上、交付され、または、この国庫支出金に加えて都道府県の補助負担分として交付された額を計上している。ただし、都道府県において定率または定額以上に追加した額については、「都道府県費のみのもの」に計上している。
- 「都道府県費のみのもの」には、上記ただし書のほか、都道府県から単独で補助または交付された額を計上している。なお、県税の徴収事務に対する県からの交付金は「その他」に計上している。
- エ 「繰入金」には、当該団体の公営事業会計からの繰入金、基金の取り崩しに伴う繰入金および財産区繰入金を計上している。
- なお、収益事業会計からの繰入れのうち収益金の繰入額については、「諸収入」の「収益事業収入」に計上している。
- オ 「地方債」には、特定の建設事業費等の財源に充てるため起こした地方債の収入額および起債前借分ならびに都道府県貸付金等を含めて計上している。

(3) 目的別歳出の内訳

- ア 「二総務費 1 総務管理費」には、一般管理的経費をはじめ、教育費に係る職員以外の職員の退職金（退職手当および退職手当組合負担金）ならびに恩給および退職年金、財政および会計管理経費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、地域開発等の企画経費、支所

および出張所の経費、人事（公平）委員会に係る経費のほか、本庁舎および公会堂、市民会館等の項に計上されない施設の維持管理経費（建設経費も含む。）ならびに普通財産管理のための経費を計上している。その他の財産取得費はそれぞれの目的に応じた款、項に分別計上している。

なお、企画課等で公害対策、交通安全対策等の事務を行っている場合でも、それぞれ目的別に分別計上している。

イ 「3 戸籍・住民基本台帳費」には、戸籍住民基本台帳関係職員の人件費および住居表示に関する法律に基づいて行う住居表示の整理に要する経費を含めて計上している。

ウ 「5 統計調査費」には、統計関係職員の人件費のほか、指定統計および一般的な資料とする目的で行われる統計、調査に要する経費を計上している。したがって、特定の事業の執行を前提として行われる統計、調査に要する経費はそれぞれ事業目的の款、項に計上している。

エ 「三民生費 1 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費をはじめ、人権教育同和対策費（それぞれの目的別に分別できるものは、それぞれの目的別区分に計上している。）ならびに身体障害者、知的障害者等の援護関係経費、障害者総合支援法に基づいて支出する経費、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務に要する経費、売春防止法に基づく要保護女子対策に要する経費のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上している。なお、国民健康保険事業会計のうち事業勘定および交通災害共済事業会計への繰出金または貸付金等（負担金、補助金、出資金、貸付金等をいう。以下同じ。）を含めている。

オ 「2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費をはじめ、老人福祉法に基づいて行う老人福祉行政に要する経費および老人ホーム等老人福祉施設に係る経費を計上している。なお、介護保険事業会計および後期高齢者医療事業会計への繰出金等を含めている。

カ 「四衛生費 1 保健衛生費」には、他の項に計上されない保健衛生関係職員の人件費をはじめ、保健衛生、精神衛生、母子衛生、成人病対策に要する経費、伝染病の予防関係経費、食品衛生、公害対策等の環境衛生のために要する経費、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業以外の事業に要する経費等、その他法令等の規定に基づいて行う衛生行政に要する経費を計上している。なお、国民健康保険事業会計のうち直診勘定、病院事業会計、と畜場事業会計、上水道および簡易水道事業会計、下水道事業のうち特定地域生活排水処理事業会計および個別排水処理事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

キ 「2 結核対策費」には、結核関係の人員費をはじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する結核関係経費を計上している。

ク 「3 保健所費」には、保健所職員の人員費、保健所の施設整備費、運営費、研究費等を計上している。

ケ 「五労働費 1 失業対策費」には、失業対策関係職員の人員費をはじめ、補助事業に係る失業対策事業費と単独の失業対策事業費を計上している。

コ 「2 労働諸費」には、失業対策事業以外の労働者金融対策、内職あつ旋、雇用促進等労働関係経費（人員費を含む。）を計上している。

サ 「六農林水産業費 1 農業費」には、農業委員会に要する経費（委員の報酬、委員会書記の人員費を含む。）および農業関係職員の人員費をはじめ、農業、園芸振興経費等を計上し

ている。なお、農業共済事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

シ 「2畜産業費」には、家畜飼育奨励、種畜対策、畜産関係組合指導、共同施設助成、種畜場等に要する畜産関係経費（人件費を含む。）を計上している。

ス 「3農地費」には、地籍調査、土地改良、土壌改良、水利施設管理等農地関係経費（人件費を含む。）、農林漁業用揮発油税財源身替り事業としての農道整備に要する経費（農免林道、農免漁港関連道はそれぞれ林業費、水産業費に計上している。）を計上している。なお、下水道事業会計への繰出金で、農業集落排水事業、簡易排水事業および小規模集落排水処理事業に係るものを計上している。また、農地、農業用施設の災害復旧に要する経費は「十一災害復旧費1農林水産施設災害復旧費」に計上している。

セ 「4林業費」には、林業関係職員の人件費をはじめ、林業組合指導、林業金融対策、林産物振興、病虫害対策、治山、林道、造林事業等に要する経費を計上している。なお、従来の基本財産に相当する山林等の造林に要した経費で、それが財産保全だけの目的で行われたものも含めて計上している。また、下水道事業会計への繰出金で、林業集落排水事業に係るものを計上している。

ソ 「七商工費」には、商工観光関係職員の人件費をはじめ、工業団地造成事業、企業誘致等に要する経費のほか、消費者行政、中小企業、鉱工業、物産あつ旋、卸売市場、自然公園関係経費および観光宣伝に要する経費等を計上している。なお、工業用水道事業会計、市場事業会計、観光施設事業会計、工業用地造成事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

タ 「八土木費1土木管理費」には、土木管理関係の人件費、土木共通経費（土木機械の集中管理経費、自動車保険料等）を計上している。なお、開発公社等への出資金、貸付金等で、それぞれの項目に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を含めている。

チ 「2道路橋りょう費」には、道路橋りょう関係の人件費をはじめ、道路橋りょうの新設改良・維持補修、その他管理および調査計画に要する経費ならびにトンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設に要する経費を計上している。

ツ 「3河川費」には、河川海岸関係の人件費をはじめ、河川、ダム等の維持管理、調査に要する経費、堤防、護岸等の新設、改良補修、局部改良等の改修工事費、海岸保全施設の建設（農林水産省所轄の農地に係る海岸保全は「六3農地費」へ、漁港区域内の海岸保全は「六5水産業費」へ、港湾区域内の海岸保全は「八4港湾費」へそれぞれ計上している。）、管理に要する経費ならびに砂防法に基づく砂防事業および地すべり等防止法に基づく地すべり防止事業に要する経費を計上している。

テ 「4港湾費」には港湾関係職員の人件費をはじめ、特定重要港湾、重要港湾および地方港湾に係る建設事業、改良事業および維持管理ならびに調査に要する経費を計上している。なお、公営企業会計として取り扱うこととされている港湾整備事業（埋立事業ならびに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場および船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）に要した経費は計上していない。ただし、港湾整備事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。

ト 「5都市計画費」は、「(1)街路費」、「(2)公園費」、「(3)下水道費」および「(4)区画整理費等」に分けて記入している。ただし、審議会の経費等でこの区分によりがたい場合は「(4)区画整理費等」に含めている。

- (ア) 「(1)街路費」には、街路の新設、改良、舗装等街路事業に要する経費を計上している。
- (イ) 「(2)公園費」には、都市公園法第2条第1項の規定により地方公共団体が設置している都市公園の整備運営に要する経費のほか、地方自治法第244条の2に定める公の施設として地方公共団体が条例で定めた施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものがある場合は、これに要する経費も含めて計上している。なお、公園に係る人件費はここに計上している。
- (ウ) 「(3)下水道費」には、下水道法第2条に定める公共下水道事業（終末処理場および排水施設）、都市下水路事業および流域下水道事業に要する経費を計上している。
- (エ) 「(4)区画整理費等」には、土地区画整理法に基づいて行う区画整理、改造事業および事業助成費ならびに都市計画関係職員の人件費（公園費に計上した人件費を除く。）を計上している。なお、都市施設としての駐車場事業会計への繰出しもここに含めて計上している。
- ナ 「6住宅費」には、住宅関係職員の人件費のほか、住宅建設用地の取得、整備および管理のための経費を計上している。なお、住宅用地造成事業会計への繰出金または貸付金等を含めている。
- ニ 「九消防費」には、消防職員に係る人件費（「二総務費1総務管理費」に計上された退職金ならびに恩給および退職年金費を除く。）をはじめ、消防庁舎建設等の消防、防災および水防等に要する経費を計上している。なお、上水道事業会計、工業用水道事業会計への負担区分による負担金を含めている。
- ヌ 「十教育費1教育総務費」には、教育委員会および事務局に要する経費（人件費を含む。）をはじめ、教職員の退職金（退職手当および退職手当組合負担金）ならびに恩給および退職年金費、育英事業、私学振興の経費および各種学校ならびに専修学校（洋裁、生花等の学校）に係る経費（それぞれ人件費を含む。）を計上している。
- ネ 「5特殊学校費」には、学校教育法第1条に定める学校のうち、特別支援学校に係る経費（人件費を含む。）を計上している。
- ノ 「8保健体育費」は、「(1)体育施設費等」および「(2)学校給食費」に分けて記入しているが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校保健体育費（学校給食費を除く。）はそれぞれに分別計上している。
- (ア) 「(1)体育施設費等」には、市民体育大会、体育振興の経費および市民グラウンド等の建設、運営に要する経費を計上している。なお、国体に要する経費もここに計上するが、国体に関連した新設改良工事等はそれぞれの目的に分別して計上している。
- (イ) 「(2)学校給食費」には、義務教育諸学校および夜間課程を置く高等学校の給食に係る経費（調理員の人件費を含む。）を含めて計上している。
- ハ 「9大学費」には、大学および高等専門学校にかかる経費（人件費を含む。）を計上している。なお、大学に附属して設置する附属幼稚園、附属小学校、附属中学校に係る経費（人件費を含む。）は大学と区分してそれぞれ幼稚園費、小学校費、中学校費に計上している。
- ヒ 「十一災害復旧費1農林水産施設災害復旧費」には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、「(1)農地、(2)農業用施設、(3)林業用施設、(4)漁業用施設、(5)その他」の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上している。ただし、災害に係る融資はそれぞれの事業目的の款、項に計上している（公共土木施設、そ

の他の災害復旧費についても同じ。)

フ 「2 公共土木施設災害復旧費」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により「(1) 河川、(2) 海岸、(3) 道路、(4) 港湾、(5) 漁港、(6) 下水道、(7) 公園、(8) その他」の公共土木施設の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上している。

ヘ 「3 その他」には、農林水産施設、土木施設を除く「(1) 公立学校、(2) 公営住宅、(3) 社会福祉施設、(4) その他」の公用、公共用施設に係る災害復旧費をそれぞれに区分して計上している。なお、鉱害復旧費を含めている。

ホ 「十二公債費」には、元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金およびその利子を含む。）、一時借入金利子、割引債の割引料および公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費および備品購入費等は「二総務費 1 総務管理費」に計上し、ここには含めていない。）を計上している。なお、すでに借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は、普通会計決算額には含めていない。

マ 「十三諸支出金 1 普通財産取得費」には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみを計上している。

ミ 「2 公営企業費」には、交通事業、ガス事業、電気事業（ごみ発電を含む。）および収益事業会計（宝くじを含む。）のみへの繰出金または貸付金等を計上している。

ム 「3 市町村たばこ税都道府県交付金」には、地方税法第 485 条の 13 による都道府県に対する交付額を計上している。

メ 普通会計に係る一部事務組合に対する負担金等は、それぞれの行政目的に応じた款、項に分別計上している。

モ 公営事業会計（一部事務組合を含む。）への繰出金または貸付金等の計上科目をまとめると次のとおりである。

公 営 事 業 会 計 名		款	項
上 水 道 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
		消 防 費	—
工 業 用 水 道 事 業		商 工 費	—
		消 防 費	—
交 通 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
電 気 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
ガ ス 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
簡 易 水 道 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
港 湾 整 備 事 業		土 木 費	港 湾 費
病 院 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
市 場 事 業		商 工 費	—
と 畜 場 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
観 光 施 設 事 業		商 工 費	—
宅 地 造 成 事 業		土 木 費	住 宅 費
		商 工 費	—
下 水 道 事 業	公共下水道事業(特定公共下水道事業お	土 木 費	下 水 道 費

	よび特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業		
	農業集落排水事業 簡易排水事業	農林水産業費	農地費
	漁業集落排水事業	農林水産業費	水産業費
	林業集落排水事業	農林水産業費	林業費
	特定地域生活排水処理事業 個別排水処理事業	衛生費	保健衛生費
駐車場整備事業（観光目的部分を除く。）		土木費	区画整理費等
国民健康保険 事業	事業勘定	民生費	社会福祉費
	直診勘定	衛生費	保健衛生費
後期高齢者医療事業		民生費	老人福祉費
介護保険事業		民生費	老人福祉費
農業共済事業		農林水産業費	農業費
収益事業（宝くじを含む。）		諸支出金	公営企業費
交通災害共済事業		民生費	社会福祉費

(4) 性質別歳出の内訳

ア 「一人件費」には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上している。第23表および第40表の「人件費の内訳」は次のとおりである。

(ア) 「1 議員報酬等」には、地方自治法第203条第1項および第3項に規定する議会の議員に対する報酬および期末手当を計上している。なお、同条第2項に規定する職務を行うために要する費用の弁償（費用弁償）は物件費に、同法第100条第14項に規定する議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費（政務活動費）は補助費等に計上している。

(イ) 「2 委員等報酬」の「(1)行政委員分」には、執行機関としての委員会の委員または非常勤の監査委員に対する報酬を計上している。

「(2)附属機関分」には、執行機関の附属機関としての審査会、審議会、調査会等の構成員および専門委員、選挙長、選挙立会人に対する報酬を計上している。

「(3)消防団員分」には、消防団員に対する報酬を計上している。

「(4)学校医等分」には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する報酬を計上している。

「(5)その他の非常勤職員」には、(1)～(4)に該当しない非常勤の職員に対する報酬を計上している。なお、(1)～(5)について、報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上している。

(ウ) 「3 市町村長等特別職の給与」には、市町長、副市町長、常勤の人事委員会の委員および監査委員ならびに常勤の固定資産評価員の給与を計上している。なお、教育長は一般職の職員であるが、その給与はここに含めて計上している。

(エ) 「4 職員給」の「ア給料」には、給料の調整額および教職調整額を含めて計上し、「(2)その他の手当」には、地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、

地域手当および退職手当を除いたものをそれぞれの区分にしたがって計上している。

任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給料についても、ここに計上している。

「(ロ) 期末勤勉手当」には、期末特別手当を含めて計上している。

「(チ) その他」には、(ア)～(ク)に該当しないその他の手当を計上している。なお、育児休業給は「10 その他」に計上している。

(カ) 「(3) 臨時職員給与」には、一般職に属する臨時職員等のうち、その職名のいかんを問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が調査期日において引き続いて12月を超える職員に係る賃金等の給与を計上している。

(キ) 「5 地方公務員共済組合等負担金」には、地方公務員等共済組合法による指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合および地方議会議員共済会（連合会を含む。）に対する短期給付、長期給付、福祉事業および組合の事務に要する費用の負担金ならびに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上している。

(ク) 「7 恩給及び退職年金」には、旧制度による恩給および退職年金を計上している。

(ケ) 「8 災害補償費」の「(1) 地方公務員災害補償基金負担金」には、地方公務員災害補償基金に対する負担金を計上している。

「(2) その他」には、次の経費を計上している。

(i) 地方公務員災害補償法施行前における同法第2条に規定する職員の公務上の災害に係る補償費

(ii) 同法施行後において同法第2条に規定する職員の公務上の災害に対して別途支給した補償費

(iii) 同法施行後、同法第69条第1項に規定する職員（議会の議員、その他の非常勤の職員）の公務上の災害に係る補償費

なお、これら職員の公務災害補償に係る一部事務組合への負担金は「五補助費等」（第24表および第41表では「一部事務組合に対するもの」）に計上している。

(コ) 「9 職員互助会補助金」には、地方公共団体の職員の相互共済および福利増進のために当該団体の職員をその会員として結成されている互助会等に対し負担している補助金等をすべて計上している。ただし、職員互助会の事務費に対する補助金等はここに含めず、「五補助費等5その他に対するもの」に計上している。

(ク) 「10 その他」には、地方公務員等共済組合法の対象とならない職員に係る社会保険料、育児休業給等を計上している。また、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金については、当該基金に直接支出している場合はここに含め、公務災害補償組合等一部事務組合を通じて支出している場合は「五補助費等」（第24表および第41表では、「一部事務組合に対するもの」）に計上している。

イ 「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上している。なお、第24表および第41表「物件費の状況」における「1 賃金」には、人件費の臨時職員給与および事業費支弁に係る賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金を計上し、これらの職員の雇

用保険料等社会保険料は「8その他」に計上している。

ウ 「三維持補修費」には、施設の効用を維持するため支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上している。ただし、この目に含まれている人件費は「一人件費」に移し替えている。

施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は「六普通建設事業費」に、物件費より取得された物件（例えば自転車、複写機、机等）および自動車の修繕料は物件費に計上している。

エ 「四扶助費」には、その団体から現金または物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を計上している。

(ア) 扶助費には、生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等をはじめとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等に基づくもののほか、地方団体単独の施策として行うものも含めている。

(イ) 児童福祉法による措置児童について、他の市町村（一部事務組合を含む。）に委託したものは、「五補助費等」「3同級他団体に対するもの」（一部事務組合に対するものは「4一部事務組合に対するもの」）、（第24表および第41表「補助費等の状況」では、「1負担金・寄附金」）に計上し、民間施設に対する場合は、「四扶助費」に計上している。

(ウ) 児童手当については、第20表「三民生費」、「3児童福祉費」の「四扶助費」に計上している。

(エ) 災害救助費については、次により分別して計上している。

(i) 災害救助法適用災害で、その経費が都道府県と市町村の間で精算が完了せずに繰替支弁されたものは「五補助費等」「5その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では、「4その他」）に計上している。

(ii) 災害救助法適用災害での補助対象外の見舞金品および災害救助法の適用を受けない災害で、市町村が単独で被災者に給付した見舞金品については「四扶助費」に計上している。

(iii) 災害救助法の適用を受けない災害による災害救助費のうち、前記(ii)以外の経費については、人件費は「一人件費」に、事務費は「二物件費」の各項目に、それぞれ分別して計上している。

オ 「五補助費等」

(ア) 「1国に対するもの」には、国庫支出金の返還金、自動車重量税等を計上している。

(イ) 「2都道府県に対するもの」、「3同級他団体に対するもの」には、都道府県および同級他団体に対する補助費等を計上し、公営事業に対する補助費等は「5その他に対するもの」に計上している。なお、選挙公営とされている選挙運動用通常葉書の郵送の無料化、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営に係るものについては、「5その他に対するもの」に、都道府県を経由して支払われる国直轄事業負担金については「2都道府県に対するもの」に計上している。

(ウ) 「4一部事務組合に対するもの」には、退職手当組合負担金を除く一部事務組合に対する負担金をそれぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上し、公営事業に係る一部事務組合に対する負担金は、これに含めていない。なお、一部事務組合負担金のう

ち「建設費負担金」であっても建設事業費には計上せず、一括して補助費等（一部事務組合に対するもの）に計上している。

(エ) 出納閉鎖後における歳入の誤納または過納となった金額の払戻しに係るものについては、「五補助費等」の各項目（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上し、その他の過年度に属する支出（例えば、支払繰延になっている人件費等）については、それぞれの性質別分類（目的別にそれぞれ行政目的に応じた款、項）により計上している。

(オ) 法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する負担金および補助金は、「5その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上している。

なお、地方公営企業法第17条の2の規定に基づき普通会計において負担する経費（負担金）については、物件費等で支出されているものについても「五補助費等」に含めている。

(カ) 火災保険および自動車損害保険等の保険料は「5その他に対するもの」（第24表および第41表「補助費等の状況」では「4その他」）に計上している。

ク 「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」および「八失業対策事業費」には、各款の事業費に該当する目（目の一部であっても、独立の一事業である場合も含む。）の合計額を計上している。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然事業に伴う人件費（職員および常備的臨時職員に係るものを含む。）および事業雑費も含まれている。また、当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等に含めず各事業費に計上している（一部事務組合負担金および公営事業会計に対する負担金、補助金を除く。）。

(ク) 「1補助事業費」には、直接または間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めていない。なお、社会資本整備総合交付金によって実施した事業等については補助事業に区分している。

また、補助基準となった単価、面積等を上回る部分に係る事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業として取り扱っている。

(ケ) 「2単独事業費」には、市町村が単独で行うものおよび都道府県の単独の補助を受けて実施した事業費を計上している。

(コ) 「3国直轄事業負担金」には、地方財政法第17条の2の規定に基づく負担金のみを計上している。

(カ) 「4県営事業負担金」には、都道府県が行う事業に対する負担金および都道府県に委託する場合の委託費を計上している。

(キ) 「5同級他団体施行事業負担金」には、市町村相互間で他団体の事業に対して事業を委託した場合の委託費、同級他団体の施行する事業に対する負担金を計上している。

(ク) 「6受託事業費」には、国、都道府県、市町村、一部事務組合、地方公営企業または民間からの受託事業に係る経費を計上している。この場合において、国からの受託に係る経費または補助事業の受託に係る経費は「(1)補助事業費」に、その他は「(2)単独事業費」に計上している。なお、水資源開発公団等の国の公社、公団からの委託に係る建設事業費（受託事業費）は「(2)単独事業費」に計上している。

(ケ) 「七災害復旧事業費」には、目的別区分における「十一災害復旧費」の合計額から国

庫（都道府県）支出金の返還金を控除した額を計上し、災害関連事業費は普通建設事業費等に計上している。

(ク) 第23表および第40表「人件費の状況」の「事業費支弁に係る職員の人件費」の補助事業費および単独事業費には、受託事業費に係るものも含めて計上している。

(ケ) 災害復旧事業費において、補助事業に係る施越事業については、「1補助事業費」に含めている。

(コ) 失業対策事業費、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費、産炭地域開発就労対策事業費および特定地域開発就労事業費は、目的別には「五労働費」、「1失業対策費」に一括して計上している。

(ク) 「八失業対策事業費」の「2単独事業費」には、夏期・年末手当について補助基本額を超えて市町村が負担した額および市町村が独自で行う事業費を計上している（目的別には「五労働費」「1失業対策費」に一括計上している。）。

キ 「九公債費」には、地方債の元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金およびその利子を含む。）および一時借入金利子について計上している。また、公債諸費（発行手数料、消耗品等に要する経費）は目的別「十二公債費」の物件費に計上している（起債事務関係職員の人件費および備品購入費等は「二総務費1総務管理費」に計上し、ここに含めていない。）。

(ア) 額面を割り引いて発行された公募債等に係る割引額は利子に含めて計上している。

(イ) 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は利子償還金から控除している。

(ウ) 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額の取り扱いは、目的別歳出の内訳「十二公債費」の場合と同様とする。

ク 「十積立金」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、資金の積立てを目的とするものに対する積立金についてそれぞれ目的別に計上している。なお、同法第233条の2のただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めていない。

また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、「十三繰出金」に計上している。

ケ 「十一投資及び出資金」には、節の投資および出資金を計上している。したがって、財団法人の寄附行為に係る出えん金もここに含めている。また、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する出資金もここに含まれている。

コ 「十二貸付金」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する貸付金を含めて計上している。

サ 「十三繰出金」には、それぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上している。なお、法非適用の公営事業会計（一部事務組合含む。）に対する負担金は、「五補助費等」に計上せず繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金ならびに財産区に対する支出も含まれている。後期高齢者医療広域連合特別会計への負担金についても、同様の取り扱いとしている。ただし、土地開発基金で取得した土地を普通会計において購入する場合の支出は「六普通建設事業費」に計上している。

シ 「投資的経費」とは、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計額をいう。

ス 性質別歳出の項目と節との関係は、おおむね次のとおりである。

歳 出 項 目	節 区 分
<p>一 人件費</p> <p>事業費支弁職員分を除く。</p> <p>1 議員報酬手当</p> <p>2 委員等報酬</p> <p>3 市町村長等特別職の給与</p> <p>4 職員給（細目省略）</p> <p>5 地方公務員共済組合等負担金</p> <p>6 退職金（細目省略）</p> <p>7 恩給及び退職年金</p> <p>8 災害補償費</p> <p>① 地方公務員災害補償基金負担金</p> <p>② その他</p> <p>9 職員互助会補助金</p> <p>10 その他</p> <p>二 物件費</p> <p>維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費に係るもの以外で、次に掲げるもの。</p> <p>1 賃 金</p> <p>2 旅 費</p> <p>3 交際費</p> <p>4 需用費</p> <p>5 役務費</p> <p>6 備品購入費</p> <p>7 委託料</p> <p>8 その他</p>	<p>① 報酬 ③ 職員手当等（ただし、議員の期末手当相当分）</p> <p>① 報酬</p> <p>② 給料 ③ 職員手当等</p> <p>② 給料 ③ 職員手当等 ⑦ 賃金（ただし、臨時職員給与相当分）</p> <p>④ 共済費（地方公務員共済組合等に対する負担金）</p> <p>③ 職員手当等（退職手当に限る。） ⑩負担金、補助及び交付金</p> <p>⑥ 恩給及び退職年金</p> <p>④ 共済費（地方公務員災害補償基金に対する負担金）</p> <p>⑤ 災害補償費</p> <p>④ 共済費 ⑩ 負担金、補助及び交付金</p> <p>④ 共済費（報酬、給料および賃金に係る社会保険料に限る。） ⑩ 負担金、補助及び交付金</p> <p>⑦ 賃金（ただし、人件費に計上されるものを除く。）</p> <p>⑨ 旅費</p> <p>⑩ 交際費</p> <p>⑪ 需用費（ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。）</p> <p>⑫ 役務費（ただし、火災保険料および自動車損害保険料等の保険料を除く。）</p> <p>⑬ 備品購入費（ただし、1件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。）</p> <p>⑬ 委託料（映画製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの。）</p> <p>④ 共済費（ただし、人件費に計上されるものを除く。）</p> <p>⑧ 報償費（買上金に限る。） ⑭ 使用料及び賃借料</p>

三 維持補修費	⑩ 原材料費（ただし、事業費に計上されるものを除く。） 目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）による。ただし、人件費、事業費および物件費に計上されるものを除く。
四 扶助費	⑳ 扶助費（これに準ずるものを含む。）
五 補助費等（細目省略）	⑧ 報償費（報償金および賞賜金） ⑫ 役務費（火災保険および自動車損害保険等の保険料に限る。） ⑬ 委託料（ただし、物件費に計上されるものを除く。） ⑰ 負担金、補助及び交付金（ただし、人件費および事業費に計上されるものを除く。） ⑳ 補償、補填及び賠償金（ただし、事業費に計上されるものおよび繰上充用金を除く。） ㉓ 償還金、利子及び割引料（ただし、公債費に計上されるものを除く。） ㉖ 寄附金
六 普通建設事業費	⑳ 公課費 目（目の一部であっても独立の一事業である場合を含む。）による。なお、人件費（事業費支弁職員分のみ）、事務費、㉗公有財産購入費、㉘備品購入費（1件百万円以上の機械器具等の購入費）および㉙負担金、補助及び交付金（当該市町村が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。）を含める。
七 災害復旧事業費	
八 失業対策事業費	
九 公債費	㉓ 償還金、利子及び割引料（ただし、地方債の元利償還金および一時借入金の利子ならびに割引発行する地方債の割引料のみ。）
十 積立金	㉕ 積立金
十一 投資及び出資金	㉔ 投資及び出資金
十二 貸付金	㉑ 貸付金
十三 繰出金	㉘ 繰出金
十四 前年度繰上充用金	㉒ 補償、補填及び賠償金（繰上充用金のみ）

(5) 一般財源等

「一般財源等」とは、「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」、「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付金」および「自動車取得税交付金」などのいわゆる一般財源のほか、次の財源で、一般財源と同様に使用される財源の合算額をいう。

ア 国庫支出金、都道府県支出金

指定事業に係る高率補助金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰り返し精算されるものは除かれている。

イ 使用料、手数料

水利権、その他無体財産権の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの、またはその収入が必要経費を超過する場合の超過額

ウ 寄附金

寄附目的が特定されていないもの、または総称的な経費の財源となるもの

エ 財産収入

財産の運用による収入および財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入または売却目的が具体的事業に特定されない収入

オ 繰入金

財政調整基金および減債基金の取崩し額、またはその使途目的が抽象的もしくは総称的な経費の財源となるもの

カ 諸収入

預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額または使途の特定されない収入額および収益事業収入額

キ 繰越金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越または支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

ク 地方債

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

ケ 市町村分賦金

一部事務組合が構成市町村から分担金、負担金として徴収したもの

(6) その他の事業会計

ア 国民健康保険事業会計

(ア) 「保険税(料)」には、地方税法第703条の4第1項の規定に基づく国民健康保険税または国民健康保険法(以下「法」という。)第76条の規定に基づく保険料を計上し、「うち退職被保険者分」には、退職者医療制度による退職被保険者に係る保険税(料)を内書している。

(イ) 「国庫支出金」の「財政調整交付金」には、法第72条の規定に基づく財政調整交付金を計上し、「直営診療施設分」として交付される特別調整交付金は含めていない。

(ウ) 「療養給付費交付金」には、法附則第7条の規定に基づく交付金額を計上している。

なお、前年度の精算分を含んでいる。

- (エ) 「前期高齢者交付金」には、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第 32 条の規定に基づく交付金額を計上している。
- (オ) 「都道府県支出金」の「財源補填的なもの」には、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金または貸付金を計上している。
- (カ) 「共同事業交付金」には、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業に基づく連合会からの交付金額を計上している。
- (キ) 「後期高齢者支援金等」には、高確法第 118 条の規定により納付する後期高齢者支援金および後期高齢者関係事務費拠出金を計上している。なお、高確法附則第 7 条の規定により納付する病床転換支援金および病床転換助成関係事務費拠出金も併せて計上している。
- (ク) 「前期高齢者納付金等」には、高確法第 36 条の規定により納付する前期高齢者関係事務費拠出金等を計上している。
- (ケ) 「介護給付費納付金」には、介護保険法第 150 条の規定により納付する額を計上している。
- (コ) 「共同事業医療費拠出金」、「共同事業事務費拠出金」には、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業により連合会に納付する拠出金をそれぞれ計上している。

イ 交通災害共済事業会計

- (ア) 「共済掛金収入」には、交通災害共済の掛金として個人から納付されたものに限り計上している。したがって、生活保護法適用者または、小・中学校児童生徒等の掛金を、条例等により減免し、これに相当する額を普通会計から繰り入れた場合は、「繰入金」に計上している。
- (イ) 「総務及び業務費」には、交通災害共済の事務の実施に必要な経費を計上している。
- (ウ) 「共済見舞金」には、死亡等の事故により給付した見舞金を計上している。なお、生活保護法適用者等について、普通会計のみで給付を行っている場合は計上していない。

ウ 農業共済事業会計

地方公営企業法の全部または一部を適用している事業についても調査しており、共済勘定および業務勘定ごとにそれぞれの歳入歳出科目に分別計上している。

- (ア) 「共済勘定」とは、法で定められた農作物共済勘定、蚕繭共済勘定および家畜共済勘定ならびに条例で定められた任意共済勘定に係るものをいい、調査表に計上するときは、これら各勘定間の重複額を控除した「純計」額としている。
- (イ) 「収支」欄の「支払準備金積立額」には、決算期において決算期前に生じた共済事故により翌会計年度以降において支払わなければならない共済金の引当金として積み立てたものを計上し、「責任準備金積立額」には、毎会計年度の終りにおいて現に存する共済会計から生じる責任を果たすために必要な金額として積み立てた金額を計上している。
- (ウ) 共済勘定
 - (i) 収入の「1 共済掛金及び交付金」には、水陸稲、麦および春秋夏蚕繭ならびに家畜の死傷病傷、生産等に係る共済掛金について現年、過年、滞納繰越分を一括計上し、事故等により農業者に支払われた額は支出の「2 共済金」に計上している。なお、「交付金」には組合員等が納付すべき共済掛金のうち国庫が負担したものを計

上している。

(ii) 「2 保険金及び診療補填金」には、農業共済組合連合会より農業者に支払うため還付されてきた保険金額および家畜共済において市町村の有する家畜診療所ならびに開業医等により家畜の診療を農業者が受けたことによる連合会負担分の診療費を計上し、支出の「1 保険料及び技術料」には、市町村から連合会へ納付した水陸稲、麦、家畜の死廃、生産保険の保険金および家畜共済において農業者から徴収した共済掛金で病傷保険のため連合会に掛金乙に相当する部分として納入したものを計上している。

(iii) 「連合会無事戻金」には、事故等がなかったこと等から農業者に掛金を払い戻すため連合会より受け入れたものを計上し、農業者に支払ったときは支出の「無事戻金」に計上している。

(エ) 業務勘定

(i) 収入の「1 賦課金」には、一般、特別および防災賦課金の現年、過年および滞納繰越分の収入を一括計上し、連合会への納付額は支出の「2 連合会支出金」に計上している。

(ii) 収入の「2 都道府県支出金」には、事務費等に係る補助金について計上している。なお、事務費国庫負担金について都道府県より間接補助方式によって交付されたものもすべて含まれている。

(iii) 支出の「1 総務及び業務費」には、共済事業を行うために必要な費用を「(1) 人件費」と「(2) その他」に区分して計上している。なお、「(1) 人件費」には、共済事業に従事する職員の給料、各種手当、退職給与金等の費用を計上している。

エ 後期高齢者医療事業会計

(ア) 「後期高齢者医療保険料」には、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 104 条の規定に基づく保険料を計上し、「うち特別徴収保険料」には、法第 107 条の規定に基づき徴収した保険料のうち、特別徴収の方法により徴収した保険料を内書きしている。

(イ) 「一般会計繰入金」には、後期高齢者医療事業に関する事務の執行に要する費用等に充てるための市町村の普通会計からの繰入金を計上し、「うち保険基盤安定繰入金」については、法第 99 条に基づく繰入金を計上している。

(ウ) 「総務費」の「うち人件費」には、後期高齢者特別会計において負担している職員に係る人件費を計上している。

オ 介護保険事業会計

介護保険法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいい、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの 5 つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

・ 保険事業勘定

(ア) 「保険料」には、法第 129 条の規定に基づく保険料を計上している。

(イ) 「国庫支出金」の「介護給付費負担金」には、法第 121 条の規定に基づく介護給付費および予防給付費に対する国の負担金を計上している。また、前年度の清算分を含めている。

- (ウ) 同「調整交付金」には、法第 122 条の規定に基づく調整交付金を計上している。
 - (エ) 「地域支援事業交付金（介護予防事業）」には、法第 122 条の 2 第 1 項の規定に基づく調整交付金等を計上している。
 - (オ) 「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」には、法第 122 条の 2 第 2 項の規定に基づく調整交付金等を計上している。
 - (カ) 「都道府県支出金」の「財源補填的なもの」には、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金または貸付金を計上している。
 - (キ) 同「介護給付費負担金」には、法第 123 条に基づく介護給付および予防給付に係る費用を計上している。また、前年度の清算分を含めている。
 - (ク) 同「地域支援事業負担金」には、法第 123 条第 3 項に基づく介護予防事業に要する費用および法第 123 条第 4 項に基づく包括的支援事業等支援額を計上している。
 - (ケ) 「総務費」には、「介護認定審査会費」を含めて計上している。
 - (コ) 「保険給付費」の「(1)介護諸費等」には、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、市町村特別給付費および特定入所者介護サービス等費を計上し、審査支払手数料は含めない。
 - (サ) 「地域支援事業」には、法第 115 条の 45 の規定に基づく地域支援事業に要した経費を計上している。
 - (シ) 「保健福祉事業費」には、法第 115 条の 48 の規定に基づく保健福祉事業のうち、指定居宅サービス、指定居宅介護支援の事業、介護保険施設の運営その他の給付のために必要な事業以外のものに要した経費を計上している。
- ・介護サービス事業勘定
- (ア) 「サービス収入」には、利用者から徴収する自己負担金を含めて計上している。なお、「事業勘定」から支払われるサービス収入は、他会計繰入金として収入している団体についても、すべて「サービス収入」として扱っている。
 - (イ) 「サービス事業費」には、居宅サービス事業費と施設介護サービス事業および居宅介護支援事業費等を計上している。